

# 令和3年度 第4回香取市農業委員会総会議事録

令和3年7月6日

7月6日(火)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第8 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について  
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

2番	平	川	君	子	3番	石	橋	清	勝	
4番	鈴	木		清	5番	篠	塚	正	則	
6番	遠	藤		宏	7番	寺	島	美	幸	
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森		孝	
12番	高	松	多	可	史	13番	鵜	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林		藤	江	
17番	大	堀		潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

1番 林 浩

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志                      管理班長 石 毛 明 子  
農地班長 滑 川 典 文                      主 査 玉 造 浩 之

主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時50分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、17名です。欠席委員は、1番 林 浩委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 石橋清勝委員、17番 大堀 潔委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、1ページから3ページで、整理番号は1番から8番です。

整理番号1番は、譲受人が新規就農のため、賃借権の設定をするものです。

整理番号2番、8番は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号3番、4番、5番、6番は、関連案件で農地所有適格法人が稲作経営から新たに畑作経営を行うため、3番は使用賃借権、4番、5番、6番は賃借権の設定をするものです。

整理番号7番は、譲渡人が相続財産処分のため、贈与により所有権移転をするものです。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 第2班事前審査会の報告をします。

去る、6月25日、金曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は8件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

鈴木推進委員には電話で連絡しました。

申請地は、従前より譲受人が耕作・管理しており農業経営の安定化を図りたいことから、

譲渡人と賃借権の設定について協議が整ったものです。

申請地は、作付良好な優良農地で、譲受人の自宅から通作時間が10分程度と利便な農地であることから、農地の良好な維持管理が行われると思われま

す。また、譲受人が現在、耕作・管理している水田は、1.3haあり、今後の経営面積は、1.6haを目指しております。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には、電話にて報告しております。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

す。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番から6番の4件について、12番 高松多可史委員。

12番高松委員 整理番号3番から6番について、一括して説明いたします。

説明の前に、この〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の本拠地がちょっと移動なっていて〇〇の〇番地の方に今申請中だというようなこととございます。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に参入するため、〇〇代表の親の農地に使用貸借権の設定、さらに〇〇氏以外の農地に、賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、有機栽培による〇〇〇〇〇〇、〇〇〇の栽培などを計画しています。

また、〇〇〇〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇〇に販売計画をしており、5年後の経営面積は、70aを目標としています。

農業経営の実施計画書について、その内容は適正であり、使用貸借権・賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号7番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、親戚である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。譲受人は〇〇〇を営んでおり、自宅からも近く、耕作利便なため通作に支障ありません。申請地は、現在、遊休農地となっていますが、所有権移転後は〇〇の〇〇を栽培する計画であります。

今後は、譲受人が肥培管理を行い、農地の良好な維持管理が図られると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号8番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 それでは、整理番号8番につきまして、私が代読させていただきます。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものでございます。

譲渡人は高齢のため、農業経営の行っていないことから、農地を処分したい意向があり、親戚である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものでございます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和3年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、4ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、転用目的は、農業用施設用地（豚舎用地）であります。

申請地の農用地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、不許可例外事由Bに推定されます。

整理番号2番、転用目的は、農業用施設用地（農業用倉庫兼作業場用地）です。

申請地の農用地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、不許可例外事由Bに推定されます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、2件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第2号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第2号 整理番号1番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 整理番号1番について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査等を行って結果を説明しま



す。

場所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇のある交差点から〇方面に向かい 500mほど行くと、右側に〇氏の〇〇が見え、その奥の隣接地になります。

本件は、申請人は市内で〇〇〇を営む農地所有適格法人ですが、〇〇〇〇の増加により〇〇が不足しているため、申請地に〇〇〇を〇〇建設するものです。

また、申請地は令和2年10月に、市農業振興地域整備計画では、その用途が畑から農業用施設用地へと変更されています。

申請地では、埋立て等を行わず砕石敷とします。

排水は、雨水は敷地内にて自然浸透処理とし、汚水・雑排水はタンク車で集め、所有している〇〇〇〇〇〇〇〇で処理後、排水路へ放流します。

また、申請地と隣接する農地は平坦なため、土砂流出の恐れはないと考えられます。

なお、申請地は、〇〇〇〇土地改良区より転用同意の見込みがあり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、整理番号2番について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号2番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇のちょうど中間点にある〇〇氏の作業場の隣接地

になります。

本件は、申請人は〇〇〇年より市内で農業を営んでおりますが、生産量の増加により、農業用の倉庫および作業場が不足しているため、申請地に収穫した野菜の保管倉庫および出荷準備をする作業場を建設するものです。

また、申請地は、〇〇〇年〇月に市農業振興地域整備計画では、その用途が畑から農業用施設用地へと変更されています。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内U字溝より隣接する自己所有地内の浸透枳にて処理します。

また、申請地は敷地内をコンクリートで舗装するため、土砂流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号 整理番号2番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 整理番号2番については、原案のとおり決定いたします。

議案第2号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和3年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、5ページから9ページで、整理番号は1番から14番です。

整理番号1番から5番の5件について、転用目的は、砂利採取およびその搬出路で、一時転用の申請です。権利の内容は、賃借権設定です。

申請地の農地区分は、いずれも第1種農地、不許可例外事由Dに推定されます。

整理番号6番、転用目的は、社員寮および駐車場用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号7番、転用目的は、太陽光発電施設への進入路用地で、権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Qに推定されます。

整理番号8番、9番、転用目的は8番は、太陽光発電施設用地で、9番は、施設への進入路および保守作業場です。権利の内容は、8番は所有権移転、9番は地上権設定です。

申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号10番、11番、12番は、転用目的は専用住宅用地です。権利の内容は、10番は所有権移転、11番、12番については使用賃借権設定です。

申請地の農地区分は、10番、11番は都市計画用途地域の第一種住居地域のため、第3種農地です。12番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号13番、転用目的は、自宅への進入路用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号14番、転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

以上、14件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。





模な農地のまとまりである申請地を有効活用するため、隣接する〇〇地と一体で太陽光発電施設を設置する予定であります。また、この用地が接道していないため、進入路および施設保守作業場としての9番案件となります。

申請地では、埋立て等を行いません。

排水は雨水のみで、敷地内にて自然浸透処理となります。

また、隣接する農地との境界にはフェンスを設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号10番、11番の2件について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号10番と11番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

10番ですが、場所ですが〇〇〇〇線を〇〇に向かい〇〇〇〇の信号を左折し、〇〇〇〇の先の信号を左折し300mほど先の左手になります。

本件の譲受人は、現在、〇〇で暮らしていますが、手狭となっているため、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等を行いません。

排水は、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。

また、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

次に、11番ですが、場所は〇〇〇〇〇〇に〇〇〇〇があります。道路を挟んでその斜め右側になります。

本件の譲受人は、現在、市内に住居を構え〇〇で暮らしていますが、高齢になりお互いの安心のため〇〇の近くである申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等を行いません。

排水は、雨水を敷地内で浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接する農地との境界には、コンクリートブロックを設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 12 番、13 番の 2 件について、14 番 菅谷樹雄委員。

14 番菅谷委員 整理番号 12 番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇のある交差点から〇〇方面に 500m 行き、細い道路に左折して 1500m ほど行った左側になります。

本件は、譲受人は現在、市内に住居を構え暮らしていますが、老朽化し建て替えが必要となっているところ、工事車両が入れない場所であるため、申請地に専用住宅を建築するものです。

また、申請地は〇〇〇年〇月に、市農業振興地域整備計画では農用地区域内からの除外がされております。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水は敷地内で浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内にて蒸発拡散処理とします。

また、隣接する農地との境界には、コンクリートブロックを設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号 13 番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇から南へ 50m ほど行った左側になります。

本件は、譲受人は現在、市内に住居を構え暮らしていますが、自宅への進入路の幅員が 2





議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。  
令和3年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは10ページから29ページで、整理番号は1番から49番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上49件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは30ページから40ページで、整理番号は1番から23番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、23件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号7番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、10番 富澤克彦委員の退場を求めます。

(10番 富澤克彦委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号7番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号7番について、原案のとおり決定いたします。

10番 富澤克彦委員の入場を許可します。

(10番 富澤克彦委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号 整理番号7番を除く22件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号 整理番号7番を除く22件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号 整理番号7番を除く22件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和3年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は4件です。

---

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和3年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は25件です。

---

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出があったので報告する。令和3年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
届出は2件です。

---

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和3年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
届出は5件です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時35分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 人 \_\_\_\_\_

署 名 人 \_\_\_\_\_